物品調達等一般競争入札公告

令和８年11月27日
社会福祉法人あげお福祉会
理事長　佐藤　順恒

社会福祉法人あげお福祉会　グリーンドアの発注する文書の電子化作業に関する物品一式について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

記

１　入札内容
（１）名　　称　　社会福祉法人あげお福祉会　グリーンドア　文書の 電子化作業に関する物品一式
（２）場　　所　　埼玉県上尾市緑丘 2-2-11
（３）購入備品　　①オーバーヘッドスキャナ及びその備品一式
②文書の電子化作業に係る備品一式
（４）納入時期　　令和９年３月５日まで

２　入札方法等
（１）入 札 方 法　　一般競争入札
（２）入札予定価格　　有（非公開）
（３）最低制限価格　　無（非公開）
（４）入 札 保 証 金　　無（免除）

３　参加資格
（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
（２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、再生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
（３）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
（４）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
（５）当法人の理事が役員をしている企業でないこと。
（６）法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係企業でないこと。
（７）対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

４　一般競争入札参加資格確認申請書の提出
（１）受付期間　　公告日から令和８年12月７日（月）16時まで
（２）提出書類
ア　一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
イ　一般競争入札参加資格等確認資料
ウ　会社案内・会社経歴書

エ　法人登記簿謄本の写し（登記事項全部証明書）
※　書式は、下記の問い合わせ先に電子メールで請求のこと。
※　提出書類は返却いたしません。

（３）提出方法
入札希望の方は（１）の期日までにＦＡＸまたはメールで申し込みを行い、原本は速やかに郵送すること。

（４）提出・問合せ先
社会福祉法人あげお福祉会　グリーンドア
埼玉県上尾市緑丘 2-2-11
電話：048-778-3532
メール：takemura@afuko.com
担当者：竹村　絵里
※問い合わせ時間は、10 時から 17 時までとする。（土日祝日を除く）

５．一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書もしくは仕様書等の配布
（１）　入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無についてメールにて通知を行う。
（２）　入札参加資格が有りと確認された業者には仕様等【入札要綱書、仕様書、見積 もり書式金抜き】をメールにて配布する。（現場説明会の実施無とする）配布時間については申し込み順とし各社メールにて送付するものとする。
（３）　配布した仕様書等は入札日に持参し、返却するものとする。

６　入札日程等
（１）公　　告　　日：令和 8 年 11 月 27 日（金 ）
（２）参加資格申請締切日時：令和 8 年 12 月 7 日（月）16 時まで必着
（３）参 加 資 格 通 知 日：令和 8 年 12 月 7 日（月）発送
（４）仕 様 書 等 配 布 日：令和 8 年 12 月 7 日（月）発送
（５）質 疑 書 提 出 日 時：令和 8 年 12 月 10 日（水）16 時まで
提出方法はメールによる。（様式任意）
質疑ない場合は提出不要。
（６）質 疑 回 答 期 限：令和 8 年 12 月 14 日（金）16 時まで
回答方法はメールによる。（すべての質疑を集計したものを全参加者送付）
※入札参加が認められた者すべてにメールにより通知する。
（７）入　　札　　日
①　日　　時：①令和 8 年 12 月 22 日（火 ）14:00～
（ 13 時 30 分から 13 時 50 分までに受付を完了すること）
②令和 8 年 12 月 22 日(火)　14:30～　（
(14 時 00 分から 14 時 50 分までに受付を完了すること)
②　入札場所：①②共に、社会福祉法人あげお福祉会　グリーンドア
（埼玉県上尾市緑丘 2-2-11）
③　入札方法：入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函
④　開　　札：入札後即開札

７　入札にあたっての注意事項
（１）代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

（４）入札参加にあたっては、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。

［落札者は、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。下記８（３）により随意契約による交渉を行う者も同様とする。］

（５）談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。

（６）下記の各事項に該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 次に掲げる入札書による入札

ア 入札者の押印がない入札書

イ 入札金額を訂正した入札書

ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの

エ 押印された印影が明らかでない入札書

オ 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書

③ 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 代理人で委任状を提出しない者

イ 他人の代理を兼ねた者

ウ 二以上の入札書を提出した者

エ 二以上の者の代理をした者

④ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

⑤ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

⑥ 談合その他不正行為があったと認められる入札

⑦ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

⑧ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑨ その他公告に示す事項に反した者がした入札

（７）前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

（８）その他

① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。

② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止をすることがある。

③ 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

④ 入札は当法人の理事、監事及び評議員の立ち合いによるものとする。

⑤ 県から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

８ 落札者の決定

（１）予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を入札者とする。

（２）初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は３回まで実施する。

ただし、初回入札に参加する者が１者のみの場合は、入札は１回のみとし、再度入札は行わない。また、再度入札に参加する者が１者のみとなった場合の再度入札は、当該再度入札のみとし、その後の再度入札は行わない。

なお、前回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。

（３）上記（２）によっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする（最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）。

なお、随意契約の交渉に当たっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られ、かつ、随意契約を行うことについて県から認められた場合のみ契約を行うものとする。

① 契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること
② 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
③ 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと
④ 契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること

（4）落札者とすべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。（くじ引きの方法は棒引きとする。）

9 契約方法等

（1）契約保証金は契約額の 10%以上を徴収する。
（2）本契約の締結は、県が結果を確認し当法人の理事会もしくは評議員会での承認を受けた後とする。
（3）請負代金の支払い時期に関しては、入札説明書より別に定めるとおりとする。
（4）その他詳細事項については、入札説明書等により別に定めるとおりとする。

１０ その他

（1）搬入路等については、関係方面と打合せの上交通安全対策に万全を期することと共に破損等が生じた場合は、速やかに現況を復旧すること。
（2）現場においては、労働基準法・労働安全規則その他関係法令に従い、作業員等の出入監督・風紀・衛生の取締りならびに火災・盗難等の事故防止については遺漏のないようにすること。